

公用車売却に係る入札説明書

1 売払い物件

① 4 t ダンプトラック (いすゞ・フォワードジャストン) 1 台

初度登録 平成 2 年 12 月 車検満了日 令和 3 年 12 月 17 日

車両番号 平泉 100 さ 23 走行距離 327,213km

最低売却価格 500,000 円 リサイクル料 4,920 円

② 2 t ダンプトラック (いすゞ・エルフ) 1 台

初年度登録 平成 5 年 4 月 車検満了日 令和 7 年 11 月 14 日

車両番号 平泉 100 さ 22 走行距離 398,761km

最低売却価格 250,000 円 リサイクル料 4,920 円

③ 3 t ダンプトラック (日野・デュトロ) 1 台

初年度登録 平成 20 年 9 月 車検満了日 令和 7 年 9 月 26 日

車両番号 平泉 400 さ 22 走行距離 183,633km

最低売却価格 200,000 円 リサイクル料 8,740 円

注 1 車両の仕様書等は、別紙のとおりです。

2 契約金額は、落札金額に消費税相当額を加算した金額及びリサイクル料を加算した金額とします。

3 走行キロ数は、令和 8 年 7 月 1 日現在です。

2 売払いの方法

一般競争入札(せり売りではありませんので、ご注意ください。)

なお、郵便、電報又は電話による入札は、認めません。

3 売払い物件公開の日時及び場所

(1) 場 所 一関市役所千厩支所

(2) 日 時 令和 8 年 9 月 28 日(月)から令和 8 年 10 月 1 日(木)まで
午後 1 時 30 分から午後 3 時まで

電話番号 一関市役所建設農林センター建設整備課
0191-53-3973

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 令和 8 年 10 月 2 日(金)

①午後 2 時から ②午後 2 時 30 分から ③午後 3 時から

※入札当日は、内容説明を行いませんので、不明な点はあらかじめ問い合わせください。

(2) 参加者受付

日 時 令和 8 年 10 月 2 日(金)

①から③の各入札時間の 30 分前から受け付け開始、10 分前に締め切り

※入札参加者は、入札時間の 10 分前までに会場においでください。

(3) 場 所 一関市役所千厩支所大会議室

5 入札の参加資格

次の事項に該当する場合は、入札に参加することはできません。

- (1) 落札後指定期日までに購入代金を納入し、当該車両の名義変更を行い、引き取ることができない者
- (2) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかの行為があったときから3年を経過しない者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者
- (5) 市町村税を滞納している者
- (6) 入札参加資格の確認を要する書類を提出しない者

6 入札保証金

入札に際しては、入札金額の100分の3以上の額（現金又は市が確実と認める有価証券）を納付してください。入札保証金は、入札終了後において還付いたします。落札者の入札保証金は、落札者の申出により契約保証金に充当することができます。

7 契約保証金

契約に際しては、契約金額の100分の10以上の額（現金又は市が確実と認める有価証券）を納付してください。ただし、売払代金を即納する場合は、免除とします。

8 附帯条件

- (1) 車両登録の名義変更手続及び自賠責保険名義変更手続等並びに車両の「一関市」表示の抹消（塗装替または塗装はがし）は、落札者自らが自らの負担で行うこととし、現物の引渡しは、車両登録の名義変更手続の完了を確認した後（諸手続きの都合上必要な場合は、手続き完了前に仮引渡しを行います。）とします。
- (2) 入札物件の落札者への引渡し方法は現状渡しとし、引渡し後の不調や故障についての補償は、一切いたしません。

9 入札の手順

(1) 持参物

《個人として購入希望の場合》

- ・入札参加申込書（様式1）
- ・誓約書（様式2）
- ・入札書（様式3）及び封筒
- ・委任状（代理人が入札する場合）（様式4）
- ・5 入札の参加資格（2）に該当する場合はその同意書（様式5）
- ・運転免許証の写しまたは本人の住所、氏名等を確認できるもの（顔写真があるもの）（代理人の場合は、購入希望者の方の上記書類のコピーをご持参ください）
- ・印鑑（代理人の場合は代理人の印鑑。なおゴム製のものは不可）
- ・筆記用具（鉛筆不可）
- ・住所地市町村の市町村税に滞納がない旨の証明書（発行後2か月以内のもの）
※非課税の場合はその証明書（発行後2か月以内のもの） コピー可

《法人として購入希望の場合》

- ・入札参加申込書（様式1）
- ・誓約書（様式2）
- ・入札書（様式3）及び封筒
- ・委任状（法人代表者以外の方が代理で入札する場合）（様式4）
- ・登記事項証明書の写し（申請日前の3か月以内のもの） コピー可
- ・法人代表者印鑑（代理人の場合は代理人の印鑑。なおゴム製のものは不可）
- ・筆記用具（鉛筆不可）
- ・所在市町村の市町村税（特別徴収を含みます）に滞納がない旨の証明書（発行後2か月以内のもの）

※非課税の場合はその証明書（発行後2か月以内のもの） コピー可

(2) 落札者の決定等

ア 予定価格（最低売却価格）を上回る入札金額のうち、最高価格を提示された方を落札者とします。

※予定価格（最低売却価格）とは、市の売却希望価格のことです。

イ 落札者となるべき入札者が2人以上いる場合は、くじによって落札者を決定します。この場合において、くじを辞退することは出来ません。

(3) その他の留意事項

ア 入札開始時刻までに入札場所に参集されなかった方は、入札に加わることはできません。

イ 入札金額は、リサイクル料を含めない金額を記入してください。

ウ 入札金額は、消費税相当額を除いた金額を記入してください。

エ 入札書は算用数字で記入し、金額の前に必ず「¥」をつけてください。

オ 入札金額を書き損じた場合は、新たな用紙に書き直してください。

カ 入札書には、記名押印をしてください。

キ 代理人による入札をしようとするときは、必ず委任状を提出してください。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、入札は無効とします。

- (1) 参加資格のない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 記名押印のない入札
- (4) 記載した内容を読み取ることが困難な入札
- (5) 一定の金額をもって価格表示しない入札
- (6) 入札金額を訂正した入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 同一事項の入札について1人で2通以上行った入札
- (9) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (10) 郵便、電報又は電話による入札

(11) その他入札に関する条件に違反した入札

11 契約締結及び契約代金納付の時期

(1) 契約代金は、入札書に記載された金額に消費税相当額を加算した金額及びリサイクル料を加算した金額となります。

(2) 落札者は、入札会終了後直ちに契約を締結していただきます。契約に際しては、契約金額の100分の10以上の額（現金又は市が確実と認める有価証券）を納付していただきます。ただし、代金を即納する場合は、その必要はありません。

(3) 代金の納入は、契約締結後、別に発行する納付書により期限（契約後7日以内）までに納入していただきます。入札日即日契約により即日納付も可能です。（その場合は、事務処理の都合上約1時間程度の待ち時間を考慮願います。）

(4) 代金納入確認の後、車両名義変更に必要な譲渡証明書等を交付します。

12 物品の引渡しの期限及び場所

(1) 現物の引渡しは、車両の名義変更完了後とします。

※名義変更の完了を確認しますので、車検証の写しを提出してください。

※移転登録等の際に必要な場合は、車両は仮渡しをします。

(2) 搬出期限は、令和8年11月2日（月）とします。

13 「一関市」表示の塗装替の報告

落札者は、自己の負担により「一関市」等の表示部分の抹消（塗装替または塗装はがし）を行い、その結果を報告してください。

14 関係書類

- ・様式1 入札参加申込書
- ・様式2 誓約書
- ・様式3 入札書
- ・様式4 委任状
- ・様式5 同意書
- ・様式6 契約書

【現物引渡しまでの流れ】

入札説明書の交付

- ↓ 令和8年8月25日（火）から令和8年10月1日（木）まで一関市役所建設農林センター建設整備課
（一関市役所千厩支所東棟3階）
（一関市の休日に関する条例（平成17年一関市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く。）
※ホームページ上でも公開

対象自動車の公開

- ↓ 令和8年9月28日（月）から令和8年10月1日（木）まで
午後1時30分から午後3時まで
一関市役所千厩支所
電話番号 一関市役所建設農林センター建設整備課 0191-53-3973

入札

- ↓ 令和8年10月2日（金）一関市役所千厩支所大会議室
午後2時、午後2時30分及び午後3時から
※受付は30分前から開始、10分前に締め切り
※入札時に入札保証金（入札金額の100分の3以上の額）を納付

落札

- ↓ 落札通知書及び契約書交付

契約

- ↓ 直ちに契約締結（入札会当日に同会場で行います。）
契約時に契約保証金（落札金額の100分の10以上の額）を納付
※ただし、売払代金を契約と同時に納入する場合は、その必要はありません。

売却代金の納付

- ↓ 契約後7日までに納付
納付後に名義変更に必要な譲渡証明書等を交付

名義変更等の手続き

- ↓ 落札者が名義変更の手続きを行う。
（諸経費は落札者の負担です。）

車両の引渡し 手続きが済み次第、引き渡しいたします。

- ↓ （期限：令和8年11月2日（火）まで）
（移転登録等の際に必要な場合は、車両は仮渡しをします。）
名義変更手続完了を確認し、車両を引渡し

車両の市表示の抹消

- ↓ 車両の「一関市」等の表示部分の抹消等。（塗装替もしくは塗装はがし。諸経費は落札者の負担です。）

報告

- ↓ 車両の市表示等を抹消したことを報告していただきます。

乗用開始

乗用の開始にあつては、事前に必要な整備を行い、十分安全を確認してください。

問い合わせは、建設整備課管理係（TEL 0191-53-3973）まで